

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員（令和3年度（2021年度）採用分）の 資格要件に係る特例取扱いに関するFAQ

令和3年2月19日更新

●全資格共通

- Q.1-1 本特例取扱いにより採用開始日を変更した場合、採用期間はどうなるのか。
- A. 採用開始日を変更した場合でも、採用期間は募集要項に記載の期間となります。
特別研究員-P D、R P D、D C 1…3年間
特別研究員-D C 2……………2年間
例えば、特別研究員-P Dの採用内定者が「2021年10月1日」に採用開始日を変更した場合は、「2024年9月30日」が採用終了日となります。
- Q.1-2 本特例取扱いにより採用開始日を変更した場合、研究奨励金の支給額に変更はあるのか。
- A. 研究奨励金の支給額に変更はありません。
- Q.1-3 本特例取扱いにより採用開始日を変更した場合、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）はどうなるのか。
- A. 『令和3（2021）年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（特別研究員奨励費）公募要領』を確認してください。科研費について質問がある場合は、必ず本会研究助成第一課に問い合わせください。その際、手続きを円滑に進めるために、受入研究機関の科研費担当者を通じて問い合わせてください。

●特別研究員-P D、R P D採用内定者

- Q.2-1 本取り扱いを受けた場合、採用開始日はいつからになるか。
- A. 採用開始日は、令和3年7月1日、令和3年10月1日、令和4年1月1日のいずれかの日のうち、学位取得日後の直近の日となります。なお、R P Dの場合は、学位取得日後の令和3年7月1日、令和3年10月1日、令和4年1月1日いずれかのうち、希望した日を採用開始日とします。
例：令和3年9月1日に申請資格を満たした場合
→採用開始日は令和3年10月1日
- Q.2-2 <様式A-1>に記載した「博士号の取得予定」年月から学位の取得日を変更することは可能か。
- A. 可能です。<様式A-1>に記載した「博士号の取得予定」年月より早く学位が取得できる場合、学位取得日までに至急本会へ連絡してください。「博士号の取得予定」

年月よりも学位取得日が遅くなる場合は、「令和4年1月1日」までに学位が取得できるのであれば学位の取得は猶予されます。なお、学位の取得が「令和4年1月2日」以降となる場合は、特別研究員-PD、RPDの採用内定が取り消しとなりますのでご注意ください。

Q.2-3 海外の研究機関で学位を取得する場合、＜様式A-2＞について、外国語で記載された他の書類（研究機関が発行する学長等の署名付きレター等）で代替することは可能か。

A. 可能です。その場合は、書類の内容についての和訳を添付して提出してください。

Q.2-4 本取扱いを受ける場合であっても採用手続書類の提出は必要か。

A. 本取扱いを受ける場合であっても、採用手続書類は「令和3年度 日本学術振興会 特別研究員 採用手続のご案内」に記載の期限までに提出してください。

ただし、「＜採用1＞採用時特別研究員受入承諾書」及び「学位取得証明書」は、学位取得後速やかに提出してください。

●特別研究員-DC2、DC1採用内定者

Q.3-1 本取り扱いを受けた場合、採用開始日はいつからになるか。

A. 採用開始日は、採用資格を満たした日以降の直近の月の初日となります。ただし、月の初日に申請資格を満たす場合は、その月の初日となります。

例1：令和3年6月20日に申請資格を満たした場合

→採用開始日は令和3年7月1日

例2：令和3年10月1日に申請資格を満たした場合

→採用開始日は令和3年10月1日

Q.3-2 <様式B-1>に記載した「申請資格を満たす予定」の年月から、申請資格を満たす日を変更することは可能か。

B. 可能です。<様式B-1>に記載した「申請資格を満たす予定」年月より早く申請資格を満たす場合、申請資格を満たす日までに至急本会へ連絡してください。「申請資格を満たす予定」年月よりも申請資格を満たす日が遅くなる場合は、「令和4年1月1日」までに申請資格を満たすのであれば猶予されます。なお、申請資格を満たす日が「令和4年1月2日」以降となる場合は、特別研究員-DC2、DC1の採用内定が取り消しとなりますのでご注意ください。

Q.3-3 本取扱いを受ける場合であっても採用手続書類の提出は必要か。

A. 採用手続書類は「令和3年度 日本学術振興会特別研究員 採用手続のご案内」に記載の期限までに提出してください。

ただし、「＜採用 1＞採用時特別研究員受入承諾書」、「＜採用 3＞特別研究員-DC 資格確認書」及び「在学証明書」は、申請資格を満たし次第、速やかに提出してください。